

期間
限定

万一の場合、残されるご家族のために十分な備えを！

メディパル生命保険

(団体定期保険)

お手続きは
N-ナビから！
詳しくはP.3

重要

このご案内は、「メディパル生命保険」の更新案内を兼ねております。**自動更新される場合も必ず内容をご確認ください。**

このご案内には、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、一部を記載しております。お申込み前に必ず専用webサイトまたは別配のパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等をお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

特徴①

万一、死亡された場合、所定の高度障がい状態になられた場合に保険金をお支払いします。

死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

- **死亡保険金** …………… 被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- **高度障がい保険金** …… 被保険者が加入日(増額部分については増額日)以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
※高度障がい状態については、専用webサイトまたは別配のパンフレットP.9をご確認ください。

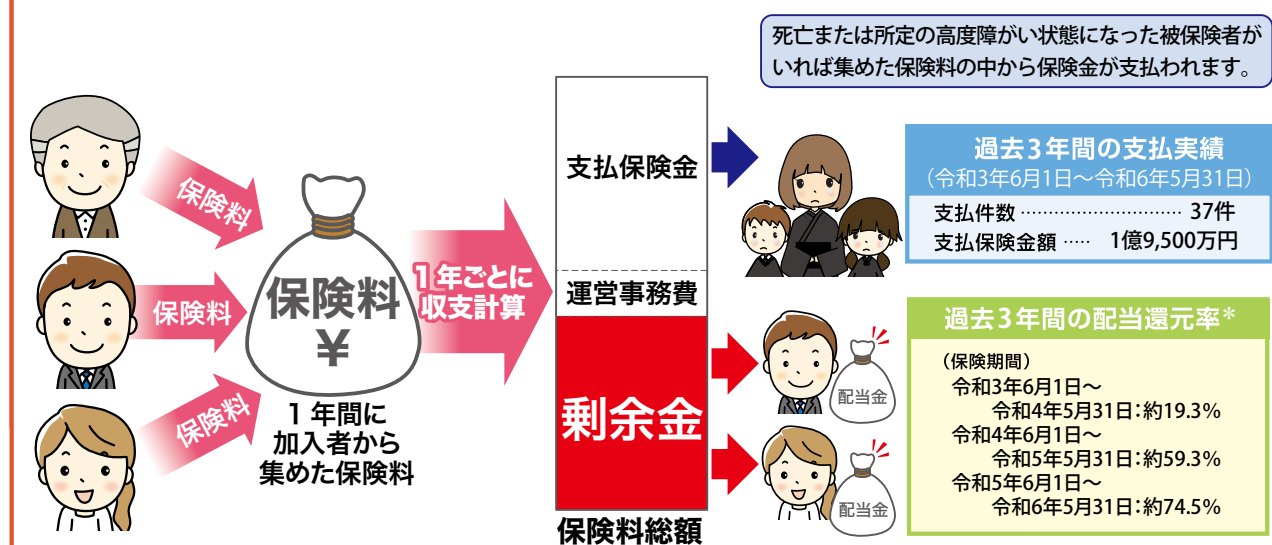
特徴②

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。

お手頃な保険料で万一の場合に備える保障を確保できます。
加えて、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には**配当金**をお受取りになれますので実質の保険料負担を抑えることができます。

※保険期間の途中で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

メディパル生命保険(団体定期保険)のしくみ



※上記の図は、イメージであり、剰余金の割合は実際とは異なります。

*年間払込保険料に対する配当金の割合。各保険期間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

保険期間

令和7年6月1日～令和8年5月31日

以降は毎年6月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

保険料控除開始月

6月給与 (毎月控除)

特徴③

本人だけではなく、ご家族も加入できます。

加入資格

株式会社メディパルホールディングスおよびその関連会社の役員・従業員・および嘱託(出向者を含む)の方本人、その配偶者、および子ども*で以下の年齢条件を満たす方

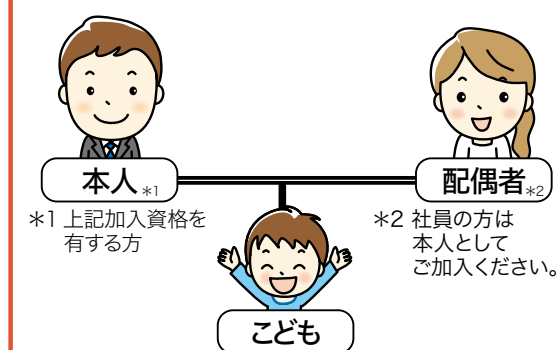
※健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

	新規加入・増額	継続加入
本人	年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下(S39.12.2～H22.12.1生)	年齢70歳6カ月以下(S29.12.2生～)
配偶者	年齢満18歳以上60歳6カ月以下(S39.12.2～H19.6.1生)	年齢70歳6カ月以下(S29.12.2生～)
子ども	年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下(H14.12.2～R4.12.1生)	年齢22歳6カ月以下(H14.12.2生～)

ご注意

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、**本人と同額もしくはそれ以下の保障額**でお申込みください。
- ⑤子どもが加入する場合で、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
- ⑥保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑦本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、以下の「特徴④」のとおり、継続加入いただくことができます。

加入できるご家族の範囲



※イラストは、本人としての加入資格を有する方が男性の場合です。

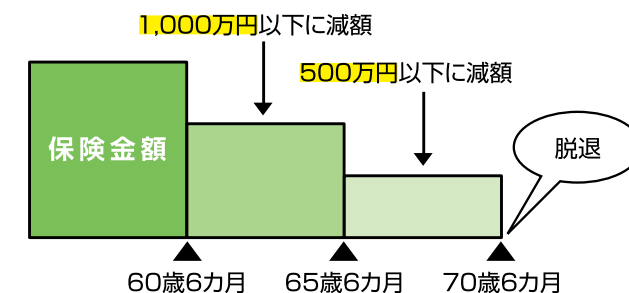
特徴④

退職後も継続して加入することができます。

退職時の年齢が39歳6カ月超、かつ勤続10年以上の方は、退職後も継続加入することができます。

※継続加入される方は、ご退職時に、口座振替開始月までの保険料を一括して払込みいただき、その後は、3カ月ごとに所定の口座から保険料を振替えます。詳細は退職時にご案内します。

- 退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額での加入となります。
- 退職者で年齢60歳6カ月超65歳6カ月以下の方の加入保険金額は1,000万円が上限です。
- 年齢65歳6カ月超70歳6カ月以下の方の加入保険金額は500万円が上限です。
- 継続加入年齢は**70歳6カ月**までです。
- 退職後の本人・配偶者・子どもの新規加入・増額および配偶者・子どものみの継続加入はできません。
- 原則、退職後に初めて迎える更新日(6月1日)から1年間は脱退できません。



期間
限定

万一の場合、残されるご家族のために十分な備えを！

メディパル生命保険

(団体定期保険)

お手続きは
N-ナビから！
詳しくはP.3

保障額と保険料

《男性》

		月払保険料(概算)							
本 人	死亡 保険金額 (高度障がい保険金額)	15歳～35歳 (H1.12.2～ H22.12.1の 間に生まれた方)	36歳～40歳 (S59.12.2～ H1.12.1の 間に生まれた方)	41歳～45歳 (S54.12.2～ S59.12.1の 間に生まれた方)	46歳～50歳 (S49.12.2～ S54.12.1の 間に生まれた方)	51歳～60歳 (S39.12.2～ S49.12.1の 間に生まれた方)	61歳～65歳 (S34.12.2～ S39.12.1の 間に生まれた方)	66歳～70歳 (S29.12.2～ S34.12.1の 間に生まれた方)	
	4,000万円	4,800円	6,160円	7,140円	8,560円	11,200円	25,600円	－	
	3,500万円	4,200円	5,390円	6,247円	7,490円	9,800円	22,400円	－	
	3,000万円	3,600円	4,620円	5,355円	6,420円	8,400円	19,200円	－	
	2,500万円	3,000円	3,850円	4,462円	5,350円	7,000円	16,000円	－	
	2,000万円	2,400円	3,080円	3,570円	4,280円	5,600円	12,800円	－	
	1,500万円	1,800円	2,310円	2,677円	3,210円	4,200円	9,600円	－	
	1,000万円	1,200円	1,540円	1,785円	2,140円	2,800円	6,400円	－	
	700万円	840円	1,078円	1,249円	1,498円	1,960円	4,480円	－	
	500万円	600円	770円	892円	1,070円	1,400円	3,200円	3,200円	
配 偶 者*1	300万円	360円	462円	535円	642円	840円	1,920円	1,920円	
	200万円	240円	308円	357円	428円	560円	1,280円	1,280円	
	100万円	120円	154円	178円	214円	280円	640円	640円	

《女性》

		月払保険料(概算)							
本 人	死亡 保険金額 (高度障がい保険金額)	15歳～35歳 (H1.12.2～ H22.12.1の 間に生まれた方)	36歳～40歳 (S59.12.2～ H1.12.1の 間に生まれた方)	41歳～45歳 (S54.12.2～ S59.12.1の 間に生まれた方)	46歳～50歳 (S49.12.2～ S54.12.1の 間に生まれた方)	51歳～60歳 (S39.12.2～ S49.12.1の 間に生まれた方)	61歳～65歳 (S34.12.2～ S39.12.1の 間に生まれた方)	66歳～70歳 (S29.12.2～ S34.12.1の 間に生まれた方)	
	4,000万円	3,904円	5,740円	6,272円	7,150円	11,200円	25,600円	－	
	3,500万円	3,416円	5,022円	5,488円	6,256円	9,800円	22,400円	－	
	3,000万円	2,928円	4,305円	4,704円	5,362円	8,400円	19,200円	－	
	2,500万円	2,440円	3,587円	3,920円	4,468円	7,000円	16,000円	－	
	2,000万円	1,952円	2,870円	3,136円	3,575円	5,600円	12,800円	－	
	1,500万円	1,464円	2,152円	2,352円	2,681円	4,200円	9,600円	－	
	1,000万円	976円	1,435円	1,568円	1,787円	2,800円	6,400円	－	
	700万円	683円	1,004円	1,097円	1,251円	1,960円	4,480円	－	
	500万円	488円	717円	784円	893円	1,400円	3,200円	3,200円	
配 偶 者*2	300万円	292円	430円	470円	536円	840円	1,920円	1,920円	
	200万円	195円	287円	313円	357円	560円	1,280円	1,280円	
	100万円	97円	143円	156円	178円	280円	640円	640円	

*1 女性が本人として加入し、男性が配偶者として加入する場合の金額です。

*2 男性が本人として加入し、女性が配偶者として加入する場合の金額です。

《子ども》

月払保険料(確定)	
死亡 保険金額 (高度障がい保険金額)	3歳～22歳 (H14.12.2～ R4.12.1の 間に生まれた方)
	一律
300万円	210円
200万円	140円
100万円	70円

【本人・配偶者】の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和7年6月1日)から適用します。なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。また、保険料は、**毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。**

【子ども】の保険料は1人あたりの確定保険料です。当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

◎記載の保険料は、確定保険料を含め、令和6年10月16日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

ご相談窓口等

団体お問合せ先

保険会社お問合せ先

ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

株式会社メディパル保険サービス 生保・総合ライフプラン係 TEL:078-230-5216 TEL:0120-663527(通話料無料)

[受付時間] 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL:0120-123-840(通話料無料)

[受付時間] 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)

※お問合せの際には、記号証券番号(931-77018)をお知らせください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約は、退職または加入資格の喪失以外の事由により原則として保険期間の途中で脱退することはできません。
- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ② 加入資格を失われた日
 - ③ 更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

その他の制度内容等については、専用Webサイトまたは別配のパンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

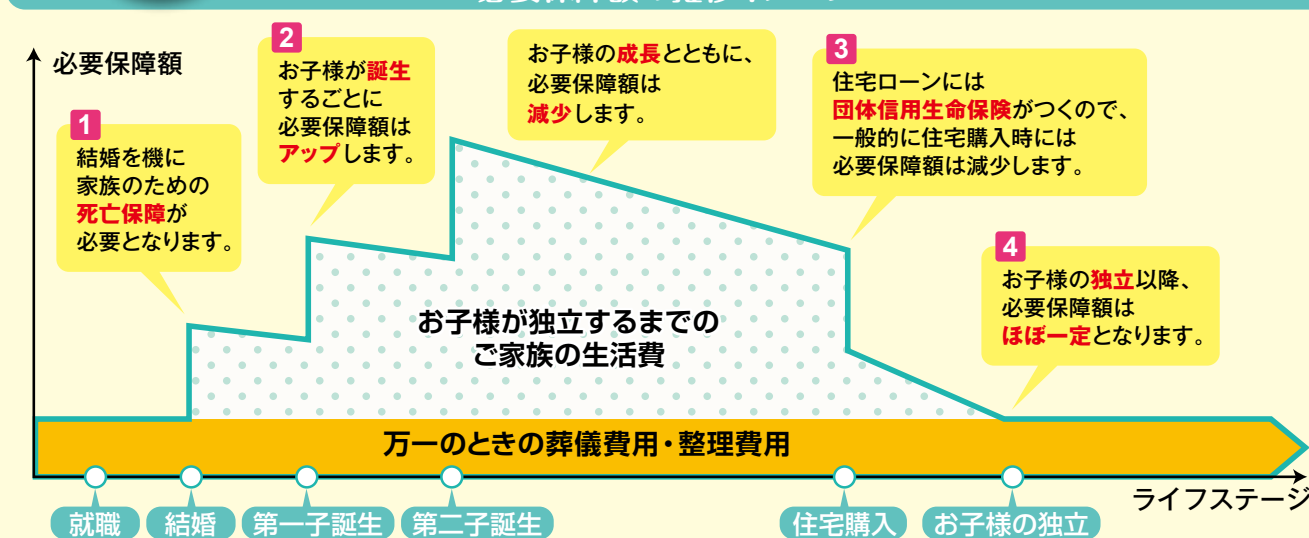
【契約者】株式会社メディパルホールディングス 【事務幹事会社】日本生命保険相互会社

日本・団・2024-454-11587-T(R6.10.17)



保障額は定期的に見直しましょう!!

必要保障額の推移イメージ



メディパル生命保険 見直しのポイント

- 1 結婚したとき**
独身時代に加入していた保障額300万円を500万円に増額
- 2 子どもが生まれたとき**
第一子が生まれたのを機に保障額を2,500万円に、第二子が生まれたときには、保障額を4,000万円に増額
- 3 住宅を購入したとき**
住宅ローンを組んだ際に団体信用生命保険に加入したため、保障額を3,000万円に減額
- 4 子どもが独立したとき**
子ども2人が巣立って夫婦だけになったので、保障額を1,000万円に減額

※上記保障額は目安です。 ※メディパル生命保険の増額は年2回、減額は年1回の受付となります。

メディパル生命保険

メディパル積立

医療保険

団体総合生活保険
(傷害・日常生活)

団体総合生活保険
(医療・がん)

団体総合生活保険
(介護・休職)

よくあるご質問